

平成 29 年度 小樽市ふるさと納税お礼の品 募集要項

小樽市では、平成 28 年 4 月以降にふるさと納税制度による一定額以上の寄附者に対し、お礼の品として地元特産品の送付を開始し、当該事業を小樽観光協会が受託しております。

平成 29 年度においては、お礼の品とする地元特産品等をより幅広く選定することとなり、お礼の品の提供と送付をご担当いただく協力事業者を募集いたします。

【概要】

(1)事業期間（予定）

平成 29 年 4 月 3 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

(2)小樽市による予定件数

(A) 税込 3,000 円相当のお礼の品（1 万円の寄附）	…	1,400 件
(B) 税込 6,000 円相当のお礼の品（2 万円の寄附）	…	200 件
(C) 税込 9,000 円相当のお礼の品（3 万円の寄附）	…	400 件

(3)御社への依頼内容

①お礼の品の提案

次のアからカの区分により、かつ (A) 3,000 円相当、(B) 6,000 円相当、(C) 9,000 円相当のセット品を、ご自由に複数ご提案ください。
(各区分の品を組み合わせたセット組も可、(A) (B) (C) 全てのセットを複数揃えても良いし、3,000 円相当のセット 1 つのみの提案等でも可)

- ア 生鮮・加工食品
- イ スイーツ・アイス
- ウ 酒類・清涼飲料
- エ 工芸品
- オ 市内限定で利用できるサービス
- カ その他

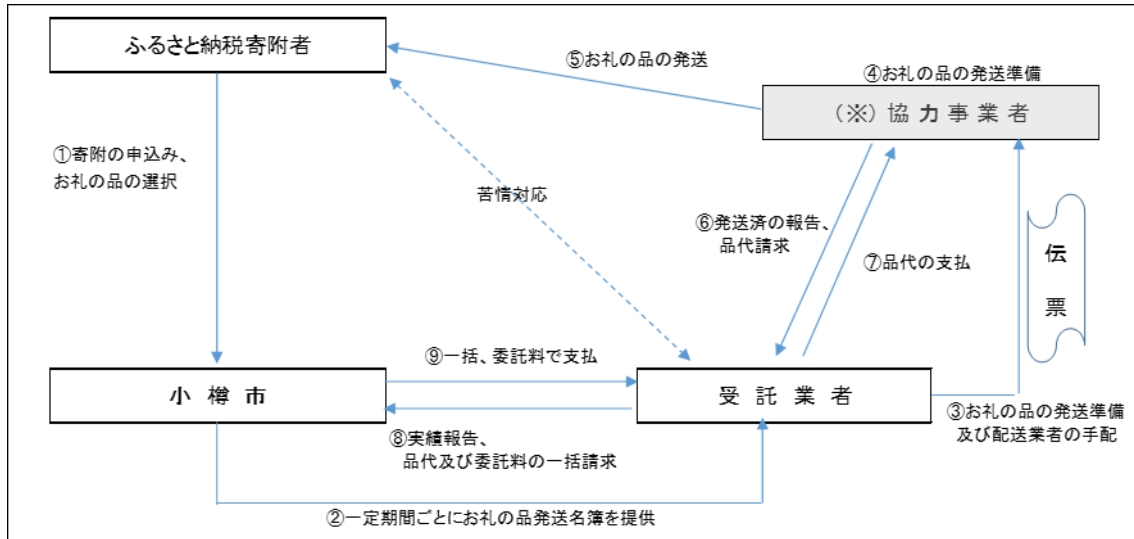
※返礼品選定の条件

ふるさと小樽の魅力を「感じていただけるもの」又は「懐かしんでいただけるもの」で、小樽市の PR につながる地元特産品やサービス等とし、次のアからエを全て満たすものとします。

- ア 小樽市内で生産、製造又は加工されているもの、生鮮食品は小樽産のもの、サービスが市内限定で提供されているもの。
- イ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、季節品等の期間限定又は数量限定で供給可能と市が判断したものは認める。
- ウ 食品の期限表示について、到着後 5 日以上 の期限が保証されるものとする。
(生鮮食品については別途協議するものとする)
- エ 法令に基づいた食品情報を表示してあること。

②お礼の品の梱包～発送

- ・受託業者（小樽観光協会）より発注を受け、返礼品を準備する。
- ・受託業者より同梱物（市の送付文等）を受け取り、各返礼品に同梱する。
- ・受託業者より送付状を受け取り、梱包箱に貼り付け送付する。
- ・発注より概ね 10 日以内に発送を完了させる。
- ・発送及びサービス提供完了の報告をし、品代を請求する。
- ・苦情や事故があった場合は、受託業者と連携し、誠意と責任をもって対応する。



※協力事業者は、以下の条件を全て満たすものとする。

- ・地元特産品又はサービス等を提供可能な業者で、小樽市内に事業所がある法人、組合又は個人事業者であること
- ・生産、製造、販売に関する法令等を遵守していること。
- ・個人情報の取り扱いについては、関係法令を遵守すること。
- ・受託業者からの送付伝票等に基づき発送できること。
- ・商品に対する苦情対応について、受託業者と協力して対応できること。

(4)留意事項

ア お礼の品提案書（別紙様式 7）により、寄附者の興味を引き付ける写真（1200×900 ピクセル）や品名（セット名）と共にご提案ください。

※写真は複数枚の掲載が可能です。

※写真やセット名、説明文等に魅力があるかどうかにより、寄付申込の結果が大きく変わります。

イ お礼の品 1 件の発送及びサービスの提供につき、

(A) 税込 3,000 円相当のお礼の品の場合 … 2,100 円 (税込)

(B) 税込 6,000 円相当のお礼の品の場合 … 4,200 円 (税込)

(C) 税込 9,000 円相当のお礼の品の場合 … 6,300 円 (税込)

の固定額を支払うものとしします。

ウ 送料は受託業者（小樽観光協会他）が負担するものとしします。

エ 提案するお礼の品については、実勢価格等を勘案し、当該価格が社会通念上で相当と認められるものをご提案ください。

オ 市の判断により、提案いただいた返礼品が採用されない場合があります。

【提出先・問い合わせ先】

一般社団法人 小樽観光協会 担当：宮下
〒047-0031 小樽市色内2丁目1番20号

TEL 0134-64-1672

FAX 0134-64-1673

Mail miyashita-ak@otaru.gr.jp